

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 31 日現在

機関番号：22501

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22592597

研究課題名（和文） 在宅の高齢者虐待事例におけるリスクアセスメントと対応の標準化

研究課題名（英文） Risk assessment and standardization in Elderly Victims of abuse from their caregivers in the home setting

研究代表者

大光 房枝 (DAIKOU HUSAE)

千葉県立保健医療大学・健康科学部・准教授

研究者番号：00555287

### 研究成果の概要（和文）：

関東地方の市町村に所属する保健師 8 人に半構成的インタビュー調査を行った。分離の判断根拠として【包括的なアセスメントを行う】【病院・主治医との連携を図る】【組織として判断する】の 3 つのカテゴリが抽出された。分離を行う際の支援内容では【被虐待者・養護者との信頼関係を築く】【被虐待者・養護者に分離の必要性の納得を得る】【ヘルスケア資源との協働による支援を行う】【支援体制を強化する】の 4 つのカテゴリが抽出された。

### 研究成果の概要（英文）：

Semi-structured interviews were conducted with eight PHNs who work at local governments in the Kanto region. The methods through which PHNs make judgments were categorized into the following three groups: making comprehensive assessments, cooperating with hospital staff or physicians in charge, and establishing a consensus among organizational members.

In addition, the following four categories of nursing interventions were described: establishing rapport with elderly victims and their caregivers, obtaining informed consent from both parties concerning the separation, providing support in collaboration with available healthcare resources, and reinforcing the support system.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	700,000	210,000	910,000
2011 年度	900,000	270,000	1,170,000
2012 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：医歯薬学

科研費の分科・細目：地域・老年看護学

キーワード：高齢者虐待、養護者、分離の判断根拠、分離の支援内容、アセスメント

## 1. 研究開始当初の背景

地域における高齢者虐待の研究において、スクリーニングツールや予防のための業務、予防活動のプログラム化といった具体的な取り組みがなされるようになったのは近年のことである (McGarry J, 2009; Buri HM, 2009; Hawkins JW, 2009; Cox K, 2008; Richard L, 200 ; Dauenhauer JA, 2007, Aink T, 2007 ; Bomba, 2006; Richardson B, 2003; Shugaman LR, 2003; Moody LE, 2000)。

日本でも、2006年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下法立)が施行され、高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応、再発防止のために多くの責務が法律に盛り込まれた。中でも市町村責任は重く、虐待事例に対する法律下での具体的に実施すべき内容として、相談、指導及び助言、養護者による高齢者虐待に係る通報等、通報等を受けた場合の措置、居室の確保、立ち入り調査、警察署長に対する援助要請等、面会の制限、養護者の支援、専門的に従事する職員の確保、連携協力体制などがあげられる。同年、改正された介護保険法では地域包括支援センターの設置を市町村責任とし、そこにおいて虐待をはじめとする権利擁護について役割を果たすことが求められている (滝澤香, 2008)。ところが多くの市町村は地域包括支援センターの多様な業務の中で、介護予防ケアマネジメントに多くの時間をとられ、それ以外の事業展開に時間を割くことができない実態となっていると報告されている (堀尾慎彌 2008, 鏡論 2008)。

そのような現状において緊急保護措置の基準と手続きの整備 (加藤悦子ら, 2004)、措

置の方法論 (加藤悦子, 2005)、緊急対応システム (岩間伸之, 2008)、緊急対応・緊急保護・立ち入り調査・家族分離・措置などの基準づくりが緊急課題とする理念的な報告 (高崎絹子, 2007) はあるが、これらの具体策に関する報告は少ない。また居室の確保、立ち入り調査・警察署長に対する援助要請等・面会の制限などについても同様に報告例は少ない。特に居室の確保、立ち入り調査、警察署長に対する援助要請等の場面では、被虐待者が養護者から暴力をふるわれ心身の状態に重大な支障があったり、命に危険がある場合に必要となる施策であるが、立会う看護職が高齢者の命を守るためにこれらを判断して行動する際に、被虐待者の家庭内の状況やフィジカルアセスメントを包含したリスクアセスメント、保護・分離による今後の家族関係を考慮した判断などの具体的な支援が必要であるにも関わらず、諸外国に見られるような体系化された判断やプロセスを示す取り組みは、なされていない。

多くの市町村で高齢者虐待事例への支援において、法施行からの歴史が浅いせいもあって保健師、看護師、社会福祉士等が、被虐待高齢者の支援を手探り状態で行っているのが実態である。しかも市町村格差があることが指摘されている (大國美智子, 2007; 池田恵理子, 2007)。日本においても被虐待者およびその家族の人権を擁護しながらも、看護職が適切に対応できる具体的な支援方法を示していくことは急務な課題である

## 2. 研究の目的

緊急対応のために虐待者と被虐待者と分

離事例の発生率、分離するための具体的方策、分離を行ったために生じる虐待者との軋轢、被虐待者の困りごと、それらへの支援者の対応、緊急入所のために各市町村が講じている施策は何かなどの実態を明確化し、今後の虐待事例に対する地域看護支援活動の標準化を目的とした。

### 3. 研究の方法

本研究では、平成 22～24 年度の 3 年間に年一回、計 3 本の調査研究を行った。その研究方法は以下のとおりである。

平成 22 年度（研究 I）：

(1) 調査の対象・方法：全国市町村・特別区合計 1,750 か所（平成 22 年 4 月 1 日現在）の高齢者福祉部門高齢者虐待防止担当者とし、『平成 21 年度における高齢者虐待防止法における「養護者における虐待」への対応状況』について質問紙による（自記式、記名式）郵送調査を行った。

(2) 調査期間は平成 22 年 11 月 8 日～平成 23 年 1 月であった。

(3) 調査内容

調査内容は①平成 21 年度における高齢者虐待防止法の「養護者による虐待」への対応状況、②平成 21 年度における被虐待者に対する対応のうち「分離」の実態、③平成 21 年度における高齢者虐待防止法の「養護者による虐待」事例に対する対応状況のうち「養護者との分離」における体制とした。①では相談・通報者、事実確認の有無と方法・時期、虐待の種類、被虐待者の人数・年齢構成・要介護度・認知症自立度について、②では分離対応件数、事実確認調査の方法・時期、事例の対応、被虐待者、養護者の状況について、③では分離判断マニュアルの有無、分離判断部署・職種・人数、支援者との養護者との間の困りごと、支援者と被虐待者との困りごと、

被虐待者保護のための行政対応についてであった。

平成 23 年度（研究 II）：

(1) 研究協力者：地域包括支援センター統括部門、市町村直営型センターにおいて高齢者虐待防止担当を担う保健師。研究目的を達成するための情報を持つ人を選定するため、質的記述的研究に適切とされる便宜的サンプリング<sup>1</sup>を用いた。まず本研究に関連する高齢者虐待相談を受け、分離の経験のある関東地方の行政機関に所属する保健師に研究協力と他者の推薦を依頼した。以上により研究協力者 8 人を選定した。研究協力者(以下協力者)の所属は市町村直営のセンターに属する保健師は 5 人、委託センターを統括する部門に属する保健師が 3 名であった。市町村数は 6、保健師 8 名の平均経験年数は 25.1 年（SD2.1）であり高齢者福祉部門での平均経験年数は 7.3 年（SD1.9）であった。

(2) データ収集：インタビューガイドを用い、60 分から 90 分の半構造化面接を平成 24 年 1 月～3 月にかけて各協力者に一回行なった。研究の主旨説明を行い各保健師自身の支援体験から、高齢者虐待を行った養護者と被虐待者との分離が必要な事例に関して分離の必要性をどのように判断し、支援はどのように行なったかについて、対象者が希望した場所で面接を行った。

(3) 面接内容：高齢者が生命や身体に危機があり、保護が必要な場合の分離に関して、自分なりに良い援助ができた・援助がうまくいったと感じた内容、具体的な場面を想起し、①分離の必要性の判断はどのようになっているか、②分離の必要性判断後、支援はどのようになっているか、③貴市町村における分離(判断含む)、保護のための体制について分離の判断を行う時の人数、職種、居室の確保、他機関(センター、警察等)との連携・

協働などについて教えて下さいと詳細に聞いた。面接内容は協力者の許可を得て録音した。

平成 24 年度（研究Ⅲ）：

(1) 研究協力者：研究Ⅱと同様に地域包括支援センター統括部門、市町村直営型センターにおいて高齢者虐待防止担当を担う保健師を研究協力者とした。研究目的を達成するための情報を持つ人を選定するため、質的記述的研究に適切とされる便宜的サンプリングを用いた。まず本研究に関連する高齢者虐待相談を受け、分離の経験のある関東地方の行政機関に所属する保健師に研究協力と他者の推薦を依頼した。以上により研究協力者 9 人を選定した。

(2) データ収集：インタビューガイドを用い、60 分から 90 分の半構造化面接を平成 24 年 10 月～平成 25 年 2 月にかけて各協力者に一回行なった。研究の主旨説明を行い各保健師自身の支援体験から、高齢者虐待を行った養護者と被虐待者のいずれかから介入拒否のあった事例に対し支援をどのように行ったかについて、対象者が希望した場所で面接を行った。

#### 4. 研究成果

(1) 全国調査結果回収率は 39.0%、高齢者虐待事例に対する緊急対応のために行う虐待者と被虐待者との分離の率は 12.9%、分離するための具体的方策、分離を行ったために生じる虐待者との軋轢、被虐待者の困りごと、それらへの支援者の対応、緊急保護のために各市町村が講じている施策は何かなど、在宅の高齢者虐待事例に対する分離対応の実態が明らかになった。

(2) 平成 21 年度は高齢者虐待防止法が施行されてから 3 年経過しているが、高齢者が生命や身体に危機があり、保護が必要な場合の

分離や分離後の方策が未だに整備されていない実態が明らかになった。また、分離支援により養護者及び被虐待者との間に生じた支援者が感じている困難の実態から養護者及び被虐待者双方に分離後の支援の必要性が明らかになった。

(3) 支援者の困難感には被虐待者支援、虐待者支援、その他と分類されその内容は多種多様であった。なかでも虐待者支援において多く記述されており、高齢者虐待防止法の理念である養護者支援のあり方を問われるものであった。これらの困難感に対する解決策は今後の課題と考えられる。

(4) 支援者の困難感には被虐待者支援、虐待者支援、その他と分類されその内容は多種多様であった。なかでも虐待者支援において多く記述されており、高齢者虐待防止法の理念である養護者支援のあり方を問われるものであった。その困難感に対する解決策は今後の課題と考えられる。

(5) 保健師は、被虐待者、養護者のみならず他の家族の健康状態、虐待の内容・頻度のアセスメントを行っていた。また介護力と経済力、住民協力者の把握を行ない医師からの助言を得、分離の必要性を判断している。保健師は被虐待者のみならず養護者をも看護の対象として位置づけていると考えられた。

(6) 分離に関する支援では、被虐待者、養護者双方の分離の意思確認は当然のことながら、健康的に暮らすための支援を行い、日頃の介護をねぎらい、養護者、被虐待者と信頼関係づくりに心を砕いている。加えて医師・施設・警察・他の家族・住民協力者など高齢者の生活を支える多くのヘルスケア資源と協働し、高齢者の安全確保のために分離を支援している。

(7) 保健師は分離の必要性の判断と判断後の分離支援双方において行政で働く看護職と

して、医療機関・施設・警察など他の専門職チームの中で機能し、住民と意思疎通を図りジェネラリストとしての役割を果たしていると考えられた。

(8) 介入拒否の要因は、今の生活を変えたくない、養護者は精いっぱい介護をしているという思いがある等が抽出され、介入のきっかけとなったのは、被虐待者、養護者の状態が急変などであった。保健師は高齢者虐待介入拒否事例に対し、何故介入拒否するのか高齢者の気持ちを把握し、介入に際し主治医、近隣住民、ケアマネジャーなど周りの人々と協働活動を実践していた。

(9) 得られた成果の位置づけとインパクト、今後の展望

医中誌検索結果では高齢者虐待事例におけるリスクアセスメントと対応の標準化に関する先行文献はみあたらない。日本高齢者虐待防止学会にける発表においても、類似の報告は見当たらない。こういった背景から平成 25 年 3 月発行の高齢者虐待防止学会誌応募に際し、査読者から本研究は新規性、独創性があり原著として掲載がふさわしいと判断され掲載に至った。本研究が生命の危機にある高齢者虐待事例の対応策の標準化に貢献できると考えられる。さらに得られた知見が高齢者の権利擁護ならびに今後の地域における高齢者虐待事例への支援に資するものとする。

今後は調査対象を関東地方の行政保健師にとどまらず、全国の行政保健師を対象に本研究をすすめ、看護職の立場からリスクアセスメントの標準化をめざしたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

(1) 大光房枝、上原たみこ：在宅の被虐待高齢者と養護者の分離の判断根拠と分離を行

う際の支援内容；行政保健師の役割を中心に～、日本高齢者虐待防止学会、査読有、9(1). 2013. 3

(2) 大光房枝、上原たみ子、吉本照子、緒方泰子、千葉由美：在宅の高齢者虐待事例に対する養護者と被虐待者の分離に関する実態と課題、日本高齢者虐待防止学会、査読有、8(1). 2012. 3

〔学会発表〕(計 7 件)

(1) 大光房枝、上原たみこ、千葉由美：高齢者虐待事例の分離に関する看護職の課題、日本公衆衛生学会、2012 年 10 月、山口市

(2) 大光房枝、上原たみこ：高齢者虐待事例分離の必要性の判断と支援内容、日本高齢者虐待防止学会、2012 年 7 月、神戸市

(3) 上原たみこ、大政智香、大光房枝：高齢者虐待事例の分離のための居室確保の方策と課題、日本高齢者虐待防止学会、2012 年 7 月、神戸市

(4) 大光房枝、上原たみ子、千葉由美：在宅における高齢者虐待事例に対する分離対応の実態－2～養護者と被虐待者との分離における体制～、日本高齢者虐待防止学会、2011 年 7 月、水戸市

(5) 上原たみ子、大光房枝、千葉由美：在宅における高齢者虐待事例に対する分離対応の実態－1～被虐待者と養護者との分離を行った時の養護者、被虐待者の状況～、日本高齢者虐待防止学会、2011 年 7 月、水戸市

(6) 大光房枝、上原たみ子、千葉由美：高齢者虐待事例に対する分離対応時の被虐待者支援に関する困難と課題、日本公衆衛生学会、2011 年 10 月、秋田市

(7) 上原たみ子、大光房枝、千葉由美：高齢者虐待事例に対する分離対応時の養護者支援に関する困難と課題、日本公衆衛生学会、2011 年 10 月、秋田市

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

大光 房枝 (DAIKOU HUSAE)

千葉県立保健医療大学・健康科学部・准教授

研究者番号：00555287

### (2) 研究分担者

千葉 由美 (CHIBA YUMI)

横浜市立大学・医学研究科・教授

研究者番号：10313256